

犬山市コミュニティ推進地区助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人間性豊かな住みよい地域社会づくりを進めるための事業の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 この要綱により市が助成を行うことができる事業は、コミュニティ活動に必要な経費とし、市が適当と認めたものとする。

(助成額)

第3条 助成額は予算の範囲内とし、事業内容、事業者、対象経費、助成率及び助成金限度額は別表のとおりとする。

(手続き)

第4条 この要綱に定めるもののほか、助成金の申請等については、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）の定めるところによる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成9年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 事業名 | 事業内容 | 事業者 | 対象経費 | 助成率 | 助成金限度額 |
|----------|-------------------------------|----------|----------------|-------|----------------------------|
| コミュニティ事業 | 住民の地域連帯感、自治意識の高揚等を図るために実施する事業 | コミュニティ組織 | コミュニティ活動に要する経費 | 50%以内 | 予算の範囲内において下記に定める方法により算定した額 |

助成金の限度額

| 助成金の算定基準 | 備考 |
|--|--|
| 1 コミュニティ組織につき 50,000円 + (世帯数 × 年会費相当額(注1)) 及び 年間拠点施設賃借料の1/2相当(注2)の合計金額 | (注1)年会費相当額は、300円を限度とする。 (注2)コミュニティ活動区域内の民間施設を活動拠点として利用する場合に限り、100,000円を限度とする。 |